

○ 総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 三 津 良 裕

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第68号「鳴門市個人情報保護条例の一部改正について」であります。

当委員会は、去る9月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第68号「鳴門市個人情報保護条例の一部改正について」であります。

本年10月5日より施行されます「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法の趣旨をふまえ、個人番号をその内容に含む個人情報の取扱いを定めることから、所要の改正を行うものであります。

理事者からは、番号法の施行に伴う特定個人情報等の定義の整理を行うとともに、利用目的以外の利用・情報提供の制限、開示・訂正・利用停止の代理人に関する規定、保有特定個人情報の利用停止等の請求に関する規定、情報提供等記録の事案の移送の適用除外に関する規定、他の条例による開示実施との調整に関する規定を設けるものである等の説明を受けました。

委員からは、実施機関の利用目的以外の目的のための保有特定個人情報の利用についての質疑があり、理事者からは保有特定個人情報は番号法で規定されている内容以外は原則として利用できないが、例外として激甚災害時等において利用することは想定されているとの説明を受けました。

委員からはマイナンバー制度の市民への周知方法について質疑があり、理事者からは広報紙やテレビ広報のほか、地域の自治振興会等での説明等により周知を行っており、今後は特に高齢者等に対しても周知に努めたいとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。